

熊本県立大学改革基本方針の概要

第1 大学を取り巻く環境の変化

社会ニーズの多様化、少子化の進行等以下のように大学を取り巻く環境が大きく変化。

- 1 大学への期待の高まり
- 2 「大学全入時代」の到来
- 3 厳しい財政状況

国立大学は本年4月から国立大学法人へ移行。

第2 県立大学の存在意義・役割と目指すべき大学像

県立大学の存在意義・役割

地域社会に対する { 高等教育機会の提供
人材の育成
教育・研究機能による貢献

目指すべき大学像

21世紀の地域社会を担う人材育成の拠点としての大学
地域社会の発展に貢献する知的創造拠点としての大学
県民に開かれた学術、教育、文化等の学習・交流拠点としての大学

第3 改革への具体的取組み

- 1 大学全体
 - (1) 社会のニーズに対応する教育内容
 - 学部教育では、教養教育と専門基礎教育を重視。大学院教育では、社会人再教育ニーズへの対応と高度職業人養成の充実。
 - 現実の課題に柔軟に対応できる能力の育成。
 - 学部横断科目の導入。他大学との単位互換等の協力推進。
 - 学生の視点に立った教育内容等の企画・運営を行う体制の整備。
 - フィールドワークの積極的取り入れ。
 - 英語教育、情報教育充実のための達成すべき具体的目標の設定。
 - 資格と連動したカリキュラム導入。就職観を身につけさせる実践重視の教育。
 - グローバルな問題提起ができる能力育成。

(2) パートナーシップによる特色づくり

市町村、市民団体等の活動を支援するための、県域をフィールドとした教育研究活動。

県内小・中・高等学校、高等教育機関、試験研究機関との連携強化による県の教育研究水準向上への寄与。

地域社会、産業界との連携を推進し、共同研究、受託研究等により、研究成果を積極的に還元。

授業公開講座の拡充等による県民への開放。

地域交流センターの充実。

研究者交流や国際共同研究推進による、研究水準の向上や教育内容の充実。

2 各学部

(1) 文学部

社会や学生のニーズに対応した学科再編等の検討。

地域文化教育研究の拠点化を目指した個性的な取組み(熊本学など)。

県内の文化団体等との連携強化。

(2) 環境共生学部

県立の試験研究機関等との積極的連携。

居住環境学専攻でのユニバーサルデザインに関する取組み強化。

(3) 総合管理学部

専門コース制の導入。

地域社会が抱える課題に対するシンクタンク的な機能。

学生選抜方法等の検討。

3 大学院各研究科

(1) 文学研究科

今後の社会ニーズに応えうる教育研究目標や研究体制等の抜本的検討。

(2) 環境共生学研究科

博士課程の設置や地域社会、企業との連携強化。県立の試験研究機関等との積極的連携。

(3) アドミニストレーション研究科

公共政策系などの高度な専門職業人養成を行えるコース設定やカリキュラム編成の検討。

(4) 看護・福祉系の研究科

再教育ニーズがある看護・福祉系の研究科の設置検討。

4 設置者としての取組み

(1) 大学のシンクタンク的機能を積極的に活用。

(2) 県職員の研修の場としての大学院の活用、大学教員の行政部局への受入れ検討。

(3) 県政情報の大学への提供、県職員による講義。

第4 改革実現のための方策

1 公立大学法人化

第3で述べたような様々な改革を実現するために、県立大学が自主的・自律的に大学運営を行い、教育研究活動の活性化が図られる設置形態として、主に以下の理由から地方独立行政法人制度（公立大学法人化）を導入。

機動的な意思決定システムの構築が容易である

学外に開かれた大学となる

人事・財政制度が弾力化され、機動的な大学運営が可能となる

公立大学法人への移行時期は、法人化のための準備期間を考慮し、平成18年4月。

2 法人化の具体的な制度設計内容

(1) 法人の運営組織

理事長は、法人を代表するとともに、原則学長を兼務。

副学長の設置などトップを支える執行体制を強化。また、副学長のほか、学部長、学生部長等は、理事長（学長）が選考、任命。

理事長（学長）の権限行使をチェックする機関（理事会）の設置検討。

法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、構成員の半数程度を学外者とする経営協議会（仮称）を設置。

教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会（仮称）を設置。

理事長（学長）を選考する機関として、学外者も入れた学長選考会議（仮称）を設置。

教員の負担を軽減するため、教授会の審議事項を整理・精選。

大学運営への事務局の積極的参画、専門的知識・能力を有する職員の採用・育成。

(2) 目標・評価制度

中期目標、中期計画の策定。それを評価委員会が評価し、県から法人へ交付する運営費交付金の算定に反映。

(3) 人事・評価制度

非公務員型法人となることによる兼業・兼職制限の緩和

教員の業績評価制度の構築

教員採用の公募制、外部教授陣の積極的確保、任期制の導入

(4) 財務会計制度

企業会計原則による法人会計制度

運営費交付金のあり方検討

受託研究など外部資金の積極的導入による自己財源の拡大

施設整備費に関する財源確保の検討

3 開かれた大学

大学の運営状況等を積極的に情報公開するとともに、教育研究の活動成果などを積極的に県民へ発信。

第5 本県高等教育・研究レベルの向上と県立大学

県立大学が有する人的・物的資源の一層の活用を図るとともに、県内の他大学をはじめとする高等教育機関・研究機関との連携、相互補完、連合体の形成などを検討。

第6 県が行財政改革との関係

県の財政状況の深刻化により、業務の減量化・効率化が必要となっており、県立大学が法人化後も公費投入が見込まれることから、大学の存在意義・役割についても、引き続き点検を行っていく必要。

第7 改革推進体制等

- 1 熊本県立大学改革推進委員会（仮称）の設置
本基本方針に掲げた様々な改革（法人化含む）への取組みを実現するため、設置者である県、県立大学及び外部有識者等で構成する「熊本県立大学改革推進委員会（仮称）」を設置。
- 2 法人化までの日程（案）

平成17年	9月	公立大学法人定款等議決
	12月	中期目標案議決
平成18年	1月	公立大学法人設置認可申請
	3月	法人への出資、関係条例等議決
	4月	公立大学法人熊本県立大学発足

用語の解説

熊本県立大学の概要